

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続

平成 11 年 3 月 23 日

閣議決定

平成 12 年 12 月 26 日

一部改正

規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要である。このような観点から、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）を、以下のとおり定める。

1 対象

広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものは、本手続を経て策定する。

なお、迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等については本手続によらないことができる。

2 意見提出の手続

(1) 公表主体・公表時期

本手続を経て策定する意思表示を行う行政機関は、最終的な意思決定を行う前に、その案等を公表する。

また、内閣の意思表示である政令については、その事務を所掌する行政機関が案等を公表する。

(2) 公表資料

行政機関は、一般の理解に資するため、案等の本体に加えて、可能な限り次に掲げた資料を公表する。

- ① 当該案等を作成した趣旨・目的・背景
- ② 当該案等に関連する資料（根拠法令、当該規制の設定又は改廃によって生じると思われる影響の程度・範囲等）
- ③ 当該案等の位置付け

(3) 公表方法

行政機関は、次のような公表方法を活用し、積極的に周知を図る。

- ① ホームページへの掲載
- ② 窓口での配付
- ③ 新聞・雑誌等による広報
- ④ 広報誌掲載
- ⑤ 官報掲載
- ⑥ 報道発表

なお、複数の方法を活用する場合であって、公表する内容が相当量に及ぶ場

合には、案等の概要と公表資料全体の入手方法等を明確にしておけば、活用する公表方法の全てにおいては、公表資料全体を公表する必要はない。

また、専門家、利害関係人には、必要に応じ、適宜周知に努める。

(4) 意見・情報の募集期間

意見・情報の募集期間については、意見・情報の提出に必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度を一つの目安として、案等の公表時に明示する。

(5) 意見・情報の提出方法

意見・情報の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を案等の公表時に明示する。

また、公聴会の開催により意見・情報を聴取することもできるが、書面での意見・情報の提出の申し出があった場合は、これを受け付けなければならない。なお、公聴会の開催、書面での意見・情報の提出の申し出に関する手続を案等の公表時に明示する。

(6) 意見・情報の処理

案等を公表した行政機関は、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する。

3 その他

(1) 意思決定過程の特例

本手続を経て策定されるべき意思表示であっても、その策定過程において、意思表示を行う機関以外の国の行政機関等が本手続に準じた手続を経て意思決定を行い、それを受け、それと実質的に同じ内容の意思表示を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない。

(2) 一覧の作成

各省庁は、本手続を行っている案件の一覧を作成し、ホームページに掲載するとともに、文書閲覧窓口に備えつける。

(3) 実態の把握

各省庁は、各省庁における規制の設定又は改廃に係る意見提出手続の実施状況を、当分の間総務省に報告する。

総務省は報告された状況を取りまとめ公表する。

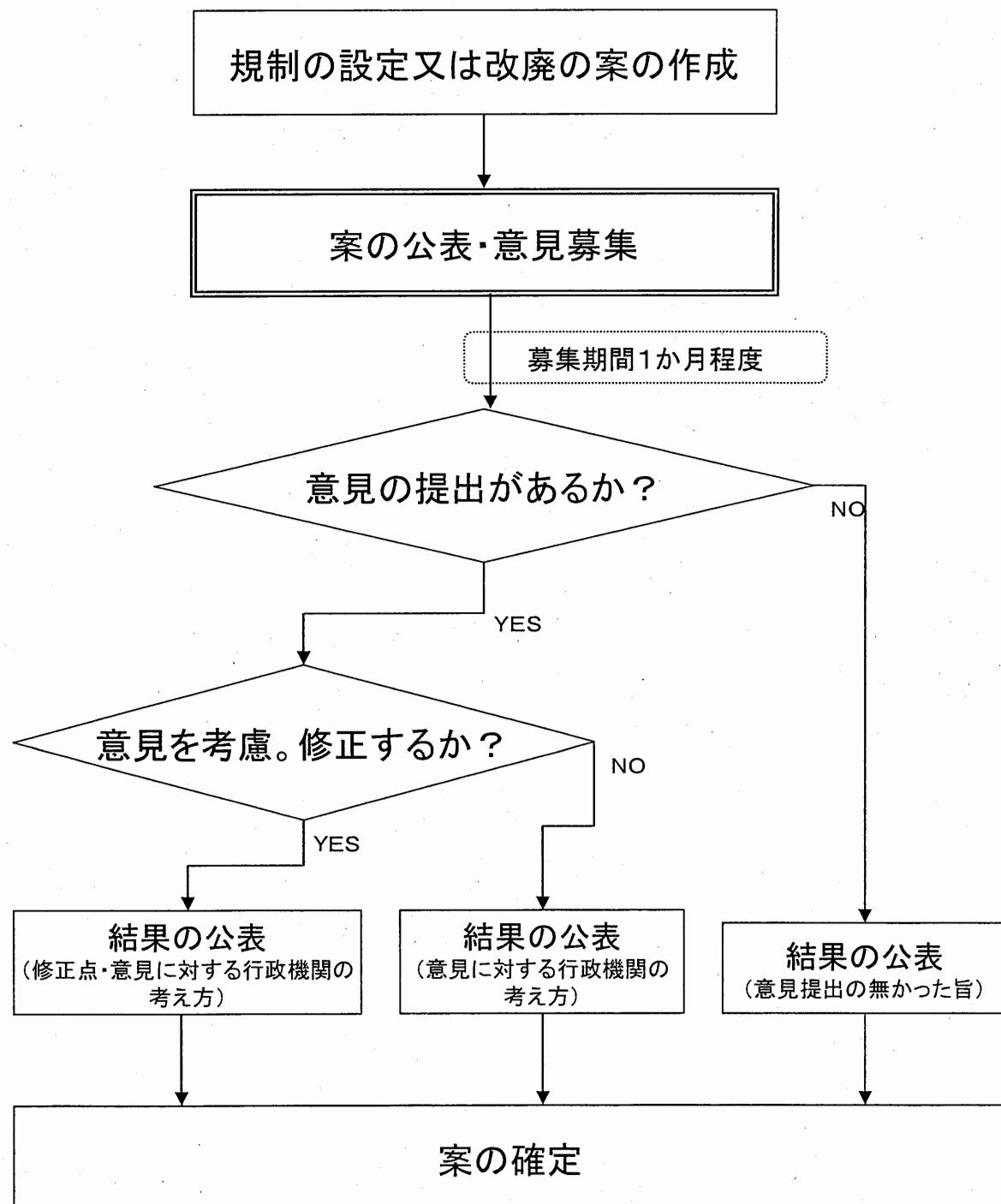
(4) 見直し

本手続は、必要に応じ見直しを行う。

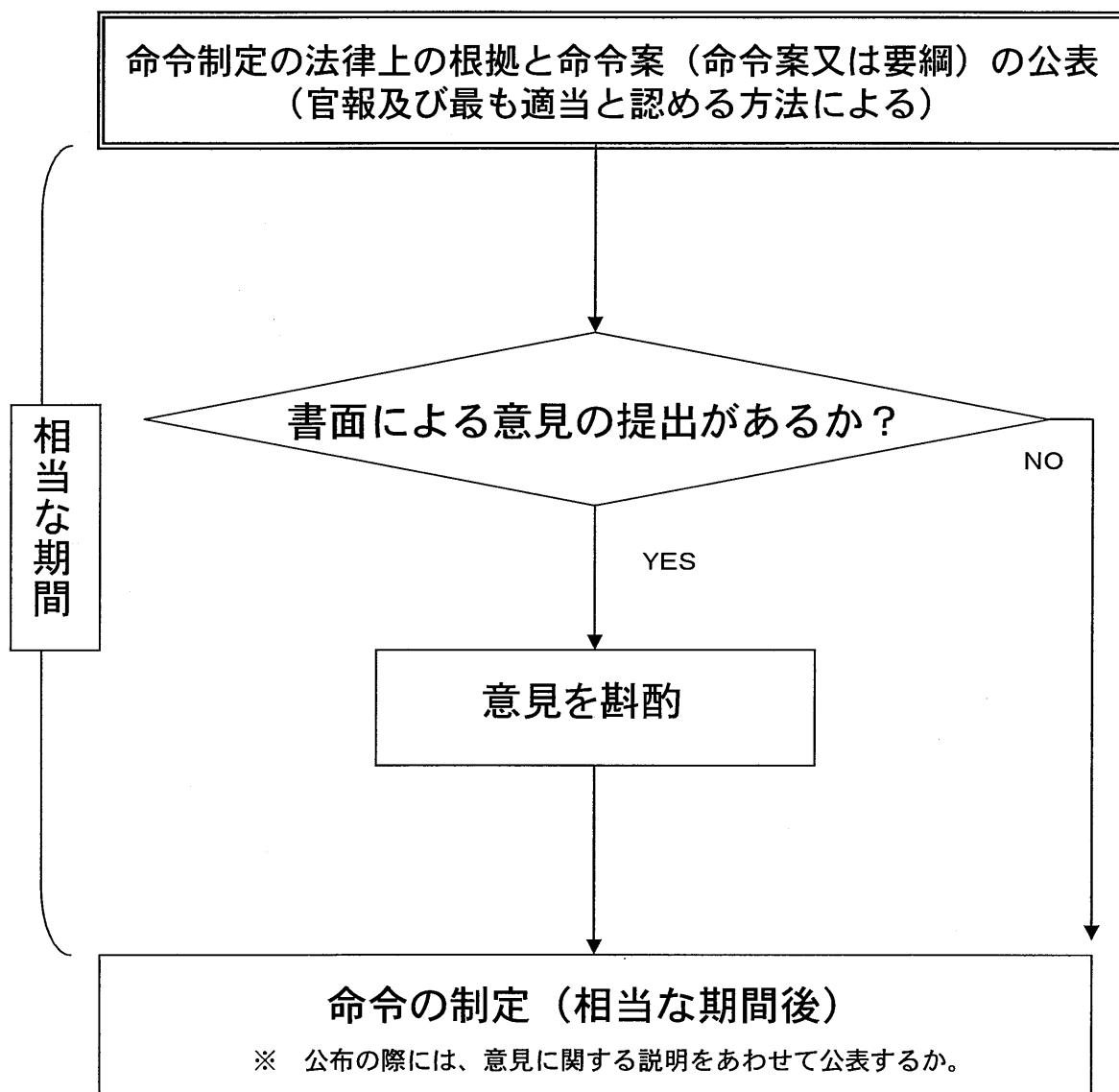
4 適用日等

本手続は、平成11年4月1日以降の国の行政機関等の意思表示に適用する。ただし、本手続適用開始時に、既に立案の途中にあるものについては、本手続の対象としないが、可能な限り本手続に準じた手続を経ることとする。

規制の設定又は改廃に係る意見提出手続のフロー



行政手続法研究会（第一次）の法律要綱案における命令制定手続



(注) 上のほか公聴会の開催については、別の定めによる

平成 15 年 8 月 22 日
総務省

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況（概要）

総務省行政管理局は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（いわゆる「パブリック・コメント手続」）に関し、平成 14 年度の実施状況について、各府省に調査を行い、その取りまとめを行った（「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）（3 (3) 実態の把握）等に基づくもので、今回は第 4 回目の調査）。

（パブリック・コメント手続とは）

- 規制の設定又は改廃に伴い政令・省令等を策定する過程において、国民等の多様な意見・情報・専門的知識を行政機関が把握するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図ることが必要との観点から、意思決定過程において広く国民等に対し、案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続（11 年度から実施）。

I 閣議決定対象案件

- 平成 14 年度における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）の対象件数は、399 件（13 年度比 12.7% 増）。また、閣議決定の対象であるが、軽微である等の理由により、意見提出手続を経ないで意思決定を行ったものは、6 件（13 年度比 2 件減）。
- 意見・情報が提出されたものは、269 件（67.4%）。
- 意見・情報の提出を受けて修正したものは、58 件（14.5%）。
- 閣議決定の趣旨に照らして適当でないと考えられる事案がみられた。
(例) ① 意見・情報が提出されたにもかかわらず、その意見等が公表されていない例
② 意見・情報が提出されなかった案件で、その旨を公表していない例

II 閣議決定対象外案件

- 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成 11 年 3 月 23 日閣議決定）の対象外のものについて、同手続に準じた手続を経て意思決定を行ったものの件数は、214 件（13 年度比 16.9% 増）。
- 意見・情報が提出されたものは、197 件（92.1%）。
- 意見・情報の提出を受けて修正したものは、88 件（41.1%）。

平成 15 年 8 月 22 日
総務省

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の実施状況

総務省行政管理局は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(いわゆる「パブリック・コメント手続」)に関し、平成 14 年度の実施状況について、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定)(3 (3) 実態の把握)及び「規制改革推進 3 か年計画」(再改定)(平成 15 年 3 月 28 日閣議決定)(14 (3) 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続)に基づき、各府省から案件ごとに調査票の提出を受け、取りまとめを行った(実施状況の公表は、今回が第 4 回目となる)。

その結果は、以下のとおりである。

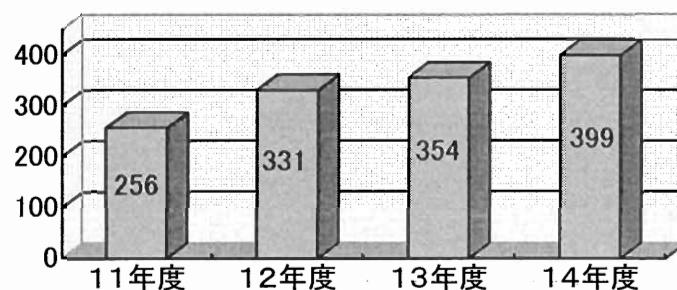
I 閣議決定対象案件：規制の設定又は改廃を伴う政令、府省令、告示等

1 実施件数

平成 14 年度、各府省が、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定。資料 1 参照)の対象として意見提出手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図 1 のとおり 399 件であり、制度がスタートした平成 11 年度に比べて 143 件、55.9 パーセント増(13 年度比 12.7% 増)となっている(各府省ごとの実施件数については資料 2 参照)。

ただし、案件によっては、複数の政令等の案を一つの手続に付する場合があるため、実施件数の実質的な増減については、直ちには判断できないこと、政令等の制定件数は年度ごとの変動があることに留意する必要がある。

<図 1> 実施件数の推移(閣議決定の対象案件)

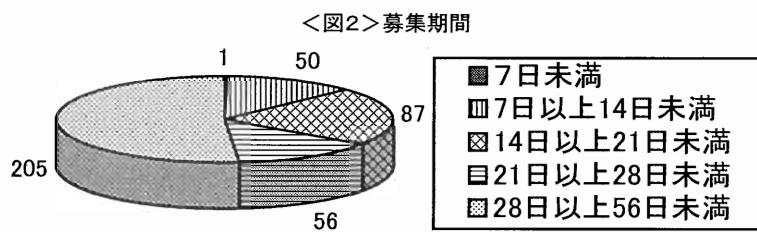


なお、閣議決定の対象であるが、軽微であること、迅速性・緊急性を要することを理由に意見提出手続を経ないで意思決定を行ったものが、6 件(13 年度比 2 件減)みられた。

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間

意見・情報の募集期間をみると、図2のとおり、「7日未満」が1件(0.3%)、「7日以上14日未満」が50件(12.5%)、「14日以上21日未満」が87件(21.8%)、「21日以上28日未満」が56件(14.0%)、「28日以上56日未満」が205件(51.4%)となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図3のとおり、「ホームページへの掲載」が399件(100%)、「窓口配布」が253件(63.4%)、「報道発表」が203件(50.9%)等となっており、すべての案件で各府省のホームページを活用している(重複回答あり)。



(3) 特別に周知を図った者の有無

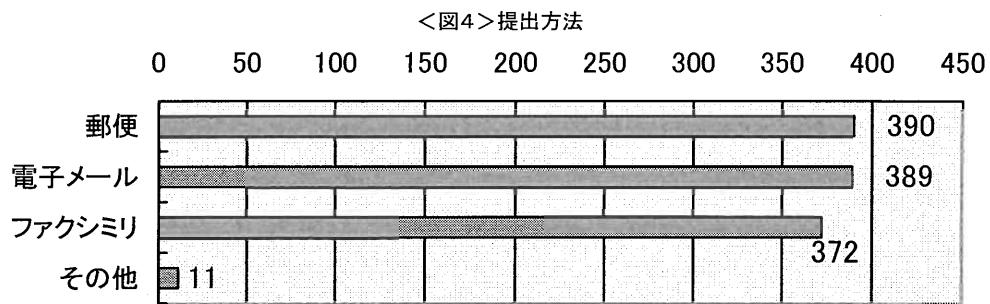
意見・情報を募集する際、特別に周知を図った者の有無をみると、65件(16.3%)が「特別に周知を実施」したとしており、周知を図った対象は、「事業者・事業者団体」が58件と最も多い。

なお、周知の方法は、「説明会」が42件(64.6%)、「ファクシミリ」が16件(24.6%)、「郵便」が4件(6.2%)等となっている(重複回答あり)。

3 意見・情報の提出の状況

(1) 提出方法

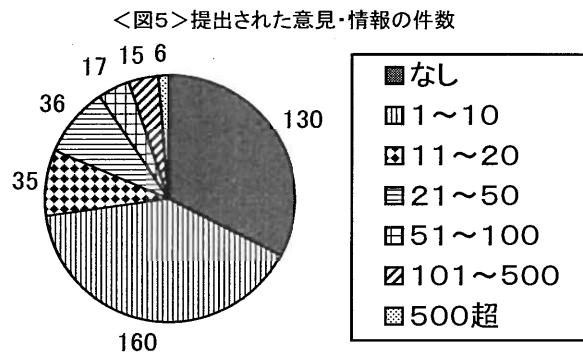
国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図4のとおり「郵便」が390件(97.7%)、「電子メール」が389件(97.5%)、「ファクシミリ」が372件(93.2%)等となっている(重複回答あり)。



(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図5のとおり「なし」が130件(32.6%)、「1~10」が160件(40.1%)、「11~20」が35件(8.8%)、「21~50」が36件(9.0%)、「51~100」が17件(4.3%)、「101~500」が15件(3.8%)、「500超」が6件(1.5%)となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計269件と全体の67.4%（13年度比5.3ポイント増）を占めている。



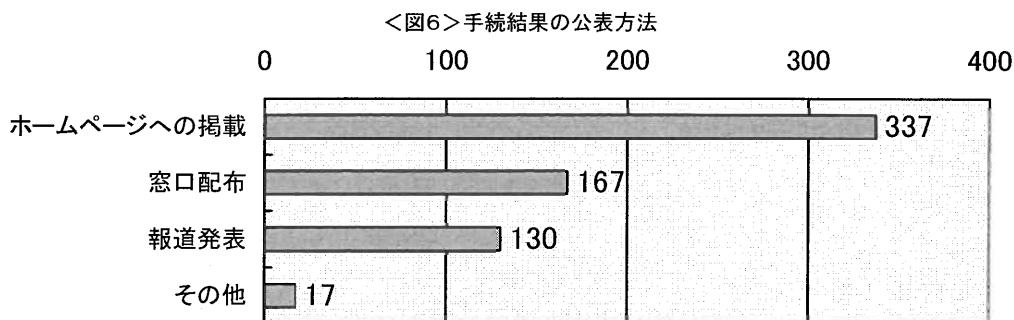
(3) 公聴会の実施

公聴会については、10件（全体の2.5%）が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

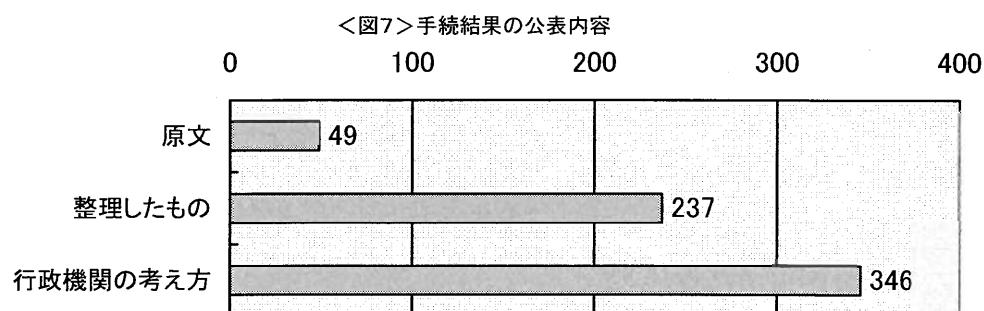
(1) 手続結果の公表方法

提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図6のとおり、「ホームページへの掲載」が337件(84.5%)、「窓口配布」が167件(41.9%)、「報道発表」が130件(32.6%)等となっており、案の公表と同様、各府省のホームページが公表方法として多用されている（重複回答あり）。



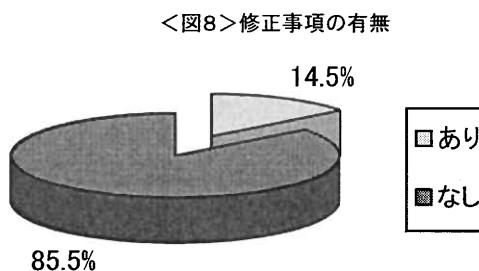
(2) 手続結果の公表内容

公表した内容をみると、図7のとおり、「提出された意見（原文）」が49件(12.3%)、「提出された意見を整理したもの」が237件(59.4%)、「行政機関の考え方」（提出された意見・情報がなかった場合におけるその旨の表示を含む。）が346件(86.7%)となっている（重複回答あり）。



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて政令等を修正した事項の有無をみると、図8のとおり、「修正事項あり」が58件であり、全体の14.5%を占めている。



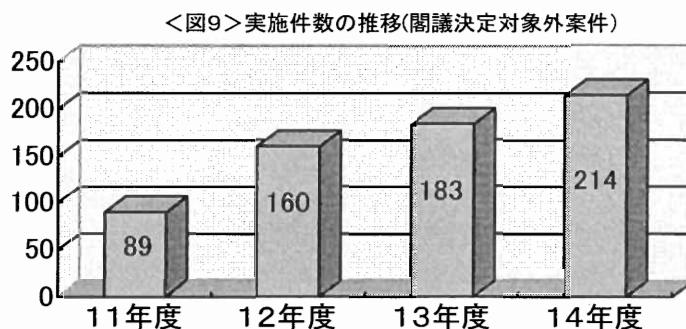
5 閣議決定の遵守状況等

今回の対象案件の中には、①意見・情報が提出されたにもかかわらず、その意見等が公表されていないなど処理が適切でない例（18件、全体の4.5%）、②意見・情報が提出されなかった案件で、その旨を公表していない例（32件、同8.0%）がみられた。

II 閣議決定対象外案件：(主な例) 審議会や研究会での検討結果

1 実施件数

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成 11 年 3 月 23 日閣議決定) の対象外であるが、平成 14 年度、各府省等の判断により、同手続に準じた手続を経て意思決定を行ったものの件数は、図 9 のとおり、214 件であり、制度がスタートした平成 11 年度に比べて 125 件、140.4 パーセント増(13 年度比 16.9% 増)となっている(各府省ごとの実施件数については資料 2 参照)。

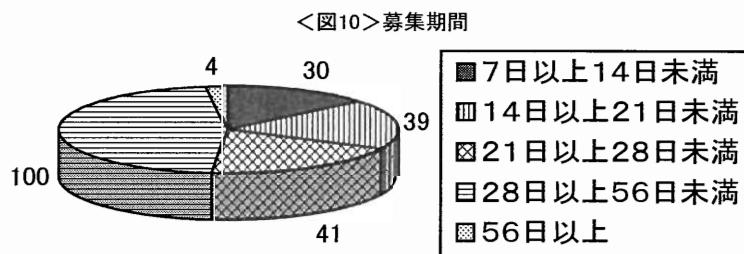


なお、対象外案件の主な例としては、審議会や研究会での検討結果、個別施策の基本方針等がある。

2 意見・情報の募集手続の状況

(1) 募集期間

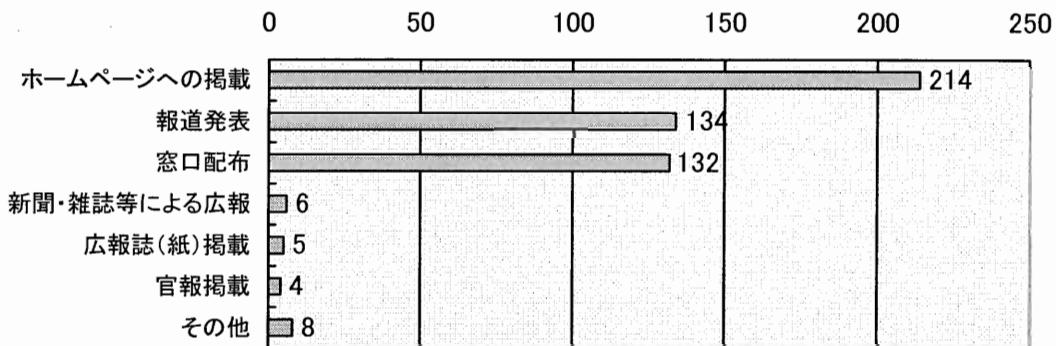
意見・情報の募集期間をみると、図 10 のとおり、「7 日以上 14 日未満」が 30 件(14.0%)、「14 日以上 21 日未満」が 39 件(18.2%)、「21 日以上 28 日未満」が 41 件(19.2%)、「28 日以上 56 日未満」が 100 件(46.7%)、「56 日以上」が 4 件(1.9%)となっている。



(2) 案等の公表方法

意見・情報を募集する際の案等の公表方法をみると、図 11 のとおり、「ホームページへの掲載」が 214 件(100%)、「報道発表」が 134 件(62.6%)、「窓口配付」が 132 件(61.7%) 等となっている(重複回答あり)。

<図11>案等の公表方法



(3) 特別に周知を図った者の有無

意見・情報を募集する際、特別に周知を図った者の有無については、43件(20.1%)が「特別に周知を実施」としており、周知を図った対象は、「事業者・事業者団体」が35件と最も多い。

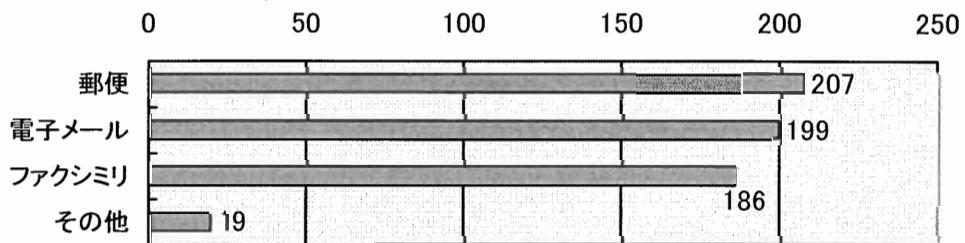
なお、周知の方法は、「郵便」が31件(72.1%)、「説明会」が13件(30.2%)、「ファクシミリ」が5件(11.6%)等となっている(重複回答あり)。

3 意見・情報の提出の状況

(1) 提出方法

国民・事業者等からの意見・情報の提出方法をみると、図12のとおり、「郵便」が207件(96.7%)、「電子メール」が199件(93.0%)、「ファクシミリ」が186件(86.9%)等となっている(重複回答あり)。

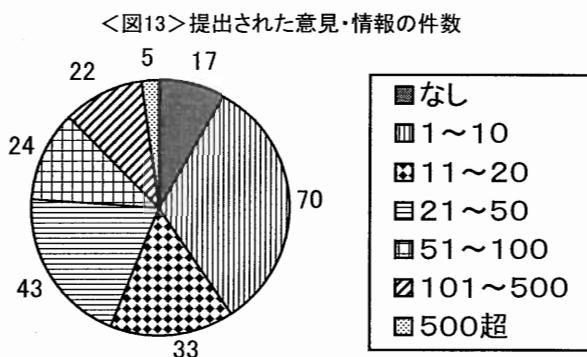
<図12>提出方法



(2) 提出された意見・情報の件数

提出された意見・情報の件数をみると、図13のとおり、「なし」が17件(7.9%)、「1~10」が70件(32.7%)、「11~20」が33件(15.4%)、「21~50」が43件(20.1%)、「51~100」が24件(11.2%)、「101~500」が22件(10.3%)、「500超」が5件(2.3%)となっている。

意見・情報が提出された案件は、合計197件と全体の92.1%を占めている。



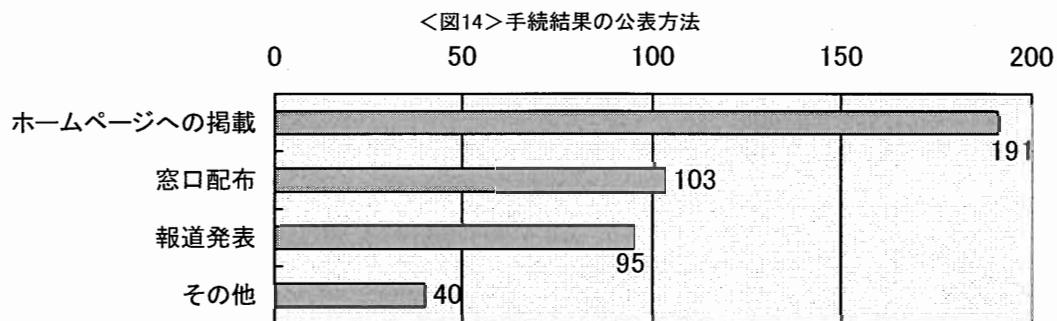
(3) 公聴会の実施

公聴会については、10件（全体の4.7%）が実施している。

4 意見・情報の処理の状況

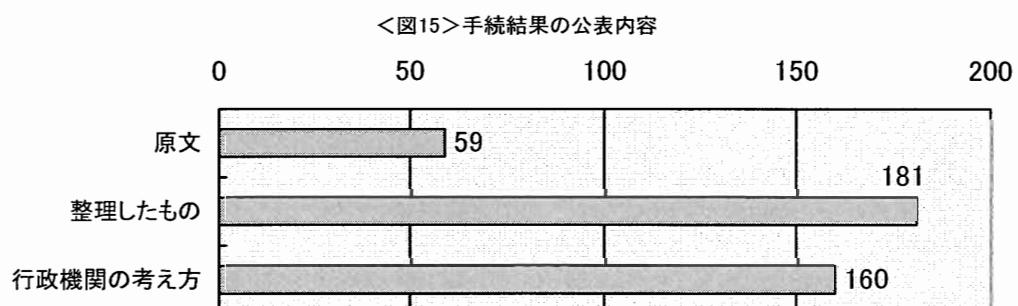
(1) 手続結果の公表方法

提出された意見・情報及びそれに対する行政機関の考え方の公表方法をみると、図14のとおり「ホームページへの掲載」が191件(89.3%)、「窓口配布」が103件(48.1%)、「報道発表」が95件(44.4%)等となっている（重複回答あり）。



(2) 手続結果の公表内容

公表した内容をみると、図15のとおり、「提出された意見（原文）」が59件(27.6%)、「提出された意見を整理したもの」が181件(84.6%)、「行政機関の考え方」が160件(74.8%)となっている（重複回答あり）。



(3) 修正事項の有無

意見・情報の提出を受けて政令等を修正した事項の有無をみると、図16のとおり「修正事項あり」が88件であり、これは全体の41.1%を占めている。

<図16>修正事項の有無

